

横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年2月24日 健高施 第3172号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護施設等の事業者が、介護職員が働きやすい環境を整備し、介護人材を確保するため、当該施設等に勤務する職員の宿舎を整備する事業について、横浜市の予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱、介護職員の宿舎施設整備事業費補助金実施要領、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）（以下「補助金規則」という）及び民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱（平成24年3月14日健監第706号）（以下「契約指導要綱」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則によるもののほか、次の各号に定める。

(1) 創設 新たに宿舎を建築すること。

空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業及び空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの。）して、宿舎を整備する事業を含む。

(2) 増築 既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。

(3) 改築 既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。）取壊し費用も対象とすることができる。また、既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。

(4) 増改築 既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）取り壊し費用及び既存宿舎を移転して改築する事業について前号に準じる。

(5) 改修 既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

(補助事業者の範囲)

第3条 この要綱における補助事業者は、横浜市内の次の各号に定める施設を運営する事業者（以下「施設運営法人」という）及び土地所有者（以下「オーナー」という）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合の土地所有者とする（以下「補助事業者」という）。

(1) 特別養護老人ホーム

(2) 介護老人保健施設

(3) 介護医療院

(4) 認知症高齢者グループホーム

(5) 小規模多機能型居宅介護事業所

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

- 2 オーナーが補助を受けようとする場合、施設運営法人が事前に事業内容について所管課と調整をしなければならない。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ、入居者に転貸しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当し、かつ、適正な施設サービスを提供することができないと認められるときは、本事業の対象としない。
 - (1) 介護保険法が定める欠格事由に該当するために同法に基づく指定を受けることができないとき。
 - (2) 本事業の事業者について、財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められるとき。
 - (3) 本事業の事業者となる法人が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中であるとき。
 - (4) 本事業の事業者となる法人が当該施設等の経営を目的として新たに設立されたものである場合において、法人設立若しくは施設等整備に組織的に関与し、又は法人設立時の財産の過半を贈与するなど当該法人の設立について密接な関係を有する者又はその役員等が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けたとき、又は、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に基づき、県又は市町村から文書による指導、指示又は勧告を受けたにも関わらず、これに従わないとき。
 - (5) その他、上記各号に相当するものと認められたとき。

(補助対象経費等)

第4条 この要綱において、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、本補助金の交付決定後に事業に着手（入札、契約等）し、宿舍の整備にあたって必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

- 2 基準面積は、介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡を上限とする。
- 3 第1項及び第2項にかかわらず、次の各号に掲げる経費は本事業の対象としない。
 - (1) 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合。
 - (2) 他の補助制度により、既に当該事業の経費の一部を負担し又は補助している場合。
 - (3) 土地の買収又は整地等事業者の資産の形成に要する場合。
 - (4) 車庫又は倉庫の建設に要する場合。
 - (5) 門、柵、塀などの外溝工事に要する場合。
 - (6) 建物に固着しない設備や備品の購入等に要する場合。
 - (7) その他事業として適当とは認められない場合。

(補助金交付額)

第5条 補助金交付額は、前条に定める補助対象経費の3分の1を上限とした額と、総事業費か

ら寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)とする。ただし、神奈川県及び市からの交付決定金額が前述の上限金額を下回る場合には、その提示された金額を上限金額とする。

- 2 事業が複数年度にまたがる場合の補助金額は、交付申請時点における当該年度の工事進捗率(5%刻みで切り捨てとする。)から算出した金額を上限とする。ただし、補助対象事業が、予算成立後の事由に基づき、事業の進捗率に変更が生じた場合や当該年度内に完了することができないと見込まれる場合に、翌年度への繰越を妨げるものではない。

(交付の申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定による補助金交付の申請は、横浜市介護職員の宿舍施設整備事業費補助金交付申請書(第1号様式)(以下「交付申請書」という)を用いるものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第1号、第3号及び第4号に定める書類の様式は市長がその都度指定するものとする。
- 4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。
- 5 補助金規則第5条第2項第5号の規定する書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 位置図・案内図・建物配置図・各階平面図・立面図
- (2) 床面積表
- (3) 工事の仕様書の写し
- (4) 工事の見積書又は既存施設の購入の場合は売買等同意書の写し
- (5) 土地又は建物が借用物である場合は貸借契約書等の写し
- (6) 建物が借家の場合には、貸主の同意書の写し
- (7) 工程表又は既存施設の購入の場合は日程表
- (8) その他参考となる資料

(交付の条件)

第7条 補助事業者は、入札参加有資格者(契約指導要綱第14条第1項)又は入札参加者(同条第3項)の決定にあたり、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されていない事業者を選定するときは、入札参加有資格者候補者又は入札参加候補者から必要な書類等を徴収し、補助金規則第24条に定める市内事業者への該当性その他市長が必要と認めた事項について確認することを、補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件とする。

- 2 居室の定員は1人(ただし、介護職員が世帯で入居する場合、定員を2人以上とすることができる。)とし、住環境に配慮し、建築基準法その他法令等に沿った内容で整備すること。
- 3 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舍の所在する市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとする。
- 4 入居者については、補助対象施設に勤務する職員(職種は問わない。)であること。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等や補助対象施設以外の同一法人が運営する介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

5 賃貸借した建物で整備を行う場合は、建物所有者と事業者間で締結する賃貸借契約書中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

(交付の決定)

第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)(以下、「決定通知書」という)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる補助事業の内容について変更、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、市長に対し、横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金に係る変更等申請書(第3号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合又は完了しない場合の補助事業の完了の予定期日

(3) 交付を受けようとする補助金等の額及び経費の配分

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の変更については、補助金規則第7条第1号の規定により市長の定める軽微な変更として、変更等申請書の提出を要しない。

(1) 前項第1号に掲げるもののうち、宿舎の機能を著しく変更しない程度のもの。

(2) 前項第3号に掲げるもののうち、経費の20%以内の変更。

3 市長は、第1項による申請を承認することを決定したときは、補助事業者に対し、横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金に係る変更等承認書(第4号様式)を交付する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した時は、補助金規則第14条第1項の規定により、市長へ、横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助対象事業実績報告書(第5号様式)(以下「実績報告書」という)を提出するものとする。

2 実績報告書には、以下の書類を添付するものとする。

(1) 各室面積表・建物配置図・立面図・各階平面図

(2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し

(3) 工事内訳書

(4) 工事完了検査調書又は所有権移転がわかる建物の登記事項証明書

(5) しゅん工又は購入した建物の写真

(6) 建築確認済証及び検査済証の写し、又はそれに準ずるもの

(7) その他補助金規則14条に定める書類

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は補助事業等に係るすべての領収書等とする。ただし、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、同条第4項の規定により省略できるものとする。

4 前項ただし書きによる場合であっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

5 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告への添付又は記載を省略させることができる書類は、同条第1項第3号の書類とする。

(補助金額の確定通知)

第12条 市長は、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知を、横浜市介護職員の宿舍施設整備事業費補助金額確定通知書(第6号様式)により、補助事業者に対して行うものとする。

(補助金交付の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の確定後、補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求を、横浜市介護職員の宿舍施設整備事業費補助金交付請求書(第7号様式)により、市長に対して行うものとする。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助金規則19条1項各号に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者を求めることができる。

- (1) この要綱に従って補助事業等が行われなかったとき。
- (2) 補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
- (3) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けたとき。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(暴力団の排除)

第15条 市長は、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)(以下「暴排条例」という)第8条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団であるとき。
- (2) 補助事業者の代表者又は役員に、暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。

3 市長は、第8条の交付決定を受けた補助事業者等が前項のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じて補助事業者等又はその役員等が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを、神奈川県警本部長に対して確認することができるものとする。

5 前項の確認のため、補助事業者は市長に対し、交付申請書を提出するのにあわせて、暴排条例第8条の規定に基づく役員等氏名一覧表(第8号様式)を提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。

2 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要

な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に規定する処分制限期間とする。

- 3 設定した家賃等を増額する又は入居者を変更する場合は、介護職員の宿舍施設整備事業費補助金に係る家賃等変更承認申請書（第 9 号様式）により、事前に市長に申請しなければならない。市長の承認を受けずに家賃等を増額した場合は、補助金の全額を市に返還させることがある。

（消費税等に係る仕入控除税額の報告）

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、消控除税額報告書（第 10 号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

- 2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税等の申告を行わず、本部等（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

- 3 前二項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（関係書類の管理保管）

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、第 17 条 2 項に定める財産処分の制限期間に準じる。

（委 任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

施設名

横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金交付申請書

年度の横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金の交付を申請します。

宿舎名：

1 補助事業の内容

事業計画書（別紙）のとおり

2 補助金の経費配分及び使用方法

事業計画書（別紙）のとおり

3 補助金申請額及びその算出基礎

補助金申請額： 千円

算出根拠：出来高 %

対象経費の実支出予定額： 円 × 1 / 3

4 補助金の支払方法及びその理由

補助金は宿舎整備費に充当

5 添付資料

（1）事業計画書（別紙）

（2）財産目録及び貸借対照表の写し

（3）位置図・案内図・建物配置図・各階平面図（注1）・立面図

（4）床面積表

（5）工事の仕様書の写し

（6）工事の見積書又は既存施設の購入の場合は売買等同意書の写し

（7）土地又は建物が借用物である場合は貸借契約書等の写し

（8）建物が借家の場合には、貸主の同意書の写し

（9）工程表又は既存施設の購入の場合は日程表

（10）その他参考となる書類

（注1） ・平面図は、部屋毎の面積を記載し、専有・共有部分を色分けにより明示すること。

・平面図上で居室の定員数及び面積が分かるように明示すること。

6 暴排条例に基づく照会の同意

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、役員が暴力団員でないことを確認するために、第8号様式に記載された情報を、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

（備考） 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

様

横浜市長

印

横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。

なお、交付する補助金の額については、実績報告書（第5号様式）の提出後に補助金額確定通知書（第6号様式）をもって確定します。

1 交付決定の内容

（1） 補助事業の内容及び目的

（2） 事業の概要

運営法人名： _____

施設名： _____

宿舎名称： _____

所在地： _____

連絡先： _____

（3） 交付金額

_____ 円

（4） 交付の時期及び方法

2 交付の条件

- （1） 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4） 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
また、財産処分については、要綱第17条の規定に従うこと。
- （5） 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。
- （6） その他、この要綱の定めに従うこと。

裏面あり

(A4)

- (7) 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 要綱第15条の規定に該当するとき。
 - オ その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(備考) 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

第3号様式（第10条第1項）

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

施設名

横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金に係る変更等申請書

年度の補助事業の内容等について、次のとおり（変更 中止 廃止）したいので、申請します。

宿舎名：

1 運営法人名及び連絡先

法人名：

所在地：

連絡先：

2 整備事業者名及び連絡先

名称：

所在地：

連絡先：

3 変更等の内容

4 変更等の理由

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

様

横浜市長

㊟

横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金に係る変更等承認書

年 月 日付で申請のありました（変更 中止 廃止）申請について、次のとおり、決定しましたので、通知します。

1 運営法人名及び連絡先

法人名：

所在地：

連絡先：

施設名：

2 整備事業者名及び連絡先

名称：

所在地：

連絡先：

3 決定の内容

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

年 月 日

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

施設名

横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助対象事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定された横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助対象事業の実績について、次のとおり報告します。

宿舎名：

1 補助事業に要した経費

円 （補助金申請額 円）

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙）（注1）
- (2) 各室面積表・建物配置図・立面図・各階平面図（注2）
- (3) 工事請負契約書または売買契約書の写し
- (4) 工事内訳書
- (5) 工事完了検査調書又は所有権移転がわかる建物の登記事項証明書
- (6) しゅん工又は購入した建物の写真
- (7) 建築確認済証及び検査済証の写し、又はそれに準ずるもの

（注1）

・事業実績報告書（別紙）は、別途定める様式を使用すること。

（注2）

・平面図は、部屋毎の面積を記載し、専有・共有部分を色分けにより明示すること。

・平面図上で居室の定員数及び面積が分かるように明示すること。

第6号様式（第12条）

第 号
年 月 日

様

横浜市 長

⑨

横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号により、交付を決定した横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので通知します。

補助金交付確定額

第7号様式（第13条）

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

施設名

Blank area for applicant information with a red seal (印) on the right side.

横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により確定通知を受けた横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金について、次のとおり請求します。

宿舎名：

補助金請求額	<input type="text"/>		
振込先金融機関名	金融機関名	<input type="text"/>	
	口座番号	普通・当座 ※	<input type="text"/>
	フリガナ	<input type="text"/>	
	口座名義人	<input type="text"/>	

※○をつけてください。

（備考） 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

横浜市暴力団排除条例第 8 条の規定に基づく役員等氏名一覧表

年 月 日 現在

(申請者)

所在地
 法人名称
 代表者職氏名
 施設名

横浜市暴力団排除条例第 8 条に基づき、横浜市に補助金を申請するにあたって、下記に記載のある法人の代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。
 また、記載されたすべての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

役員等氏名一覧表

役職	(フリガナ) 氏 名	性別 (男・女)	生年月日 (大正T・昭和S・平成H)	現住所
			T S H .	(〒 -)
			T S H .	(〒 -)
			T S H .	(〒 -)
			T S H .	(〒 -)
			T S H .	(〒 -)
			T S H .	(〒 -)
			T S H .	(〒 -)
			T S H .	(〒 -)
			T S H .	(〒 -)
			T S H .	(〒 -)
			T S H .	(〒 -)

【横浜市暴力団排除条例第 8 条】（抜粋）

市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付金を受けない給付金を交付し、又は貸付金を貸し付ける事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。（給付金の交付等における暴力団排除）

【備考】当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）について、必要事項を記入してください。

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

施設名

横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金に係る家賃等変更届出書

年 月 日付 第 号により交付決定があった横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金について、（低廉家賃・入居者の内訳）の要件については引き続き充足するものと考えられることから、次のとおり（家賃等の設定・入居者）を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更の内容

変更前	変更後
○LDK ・賃料 ○○円 ・管理費・共益費 ○○円 ○入居者 ・氏名（勤務地又は入居者との関係）	○LDK ・賃料 ○○円 ・管理費・共益費 ○○円 ※令和○年○月分から変更予定 ○入居者 ・氏名（勤務地又は入居者との関係） ※令和○年○月から変更予定

2 変更の理由（別紙可）

3 添付書類

- ・家賃変更の場合は、近傍物件の家賃等が確認できる資料を添付すること。
- ・家賃変更の場合は、家賃については、宿舎整備に係る実支出費から補助金を除いた金額で積算し、その積算した資料について添付すること。
- ・入居者変更の場合は、入居者の内訳を添付すること。

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

施設名

横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた横浜市介護職員の宿舎施設整備事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 _____ 円

2 消費税等の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 _____ 円

添付資料（4を記入した場合に限り添付すること）

積算内訳書

消費税等の確定申告書（控）の写し

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。